

第27回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年6月12日（月）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

13名

2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

1名

1番 朝未野 清

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第27回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに齊藤副会長からご挨拶をお願いいたします。

齊藤副会長

(あいさつ)

事務局

次に議長選出でございますが、大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日、朝未野会長が体調不良により欠席でございます。農業委員会規程第2条第2項に、副会長が会長職務を代理することとなっておりますので、齊藤副会長に議長をお願いいたします。

議長

事務局から報告がありましたとおり、本日は会長が体調不良により欠席のため、議長を務めさせていただきます。最後までよろしくお願いいた

<p>委員一同</p>	<p>します。</p> <p>それでは、第27回定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。</p> <p>次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なし</p>
<p>11番協委員</p>	<p>それでは、議事録署名委員に3番大野委員さん、9番齊木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>議長</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 賀来駅から北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はカキが植えられており、全体的には保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギなどの露地野菜を栽培予定です。農機具は鋤を2本、鎌を3本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>委員一同</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>ありません。</p>

議長	なければ2番は、13ページ 第3号議案 利用権設定 2番と関連がありますので、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院から北東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はキャベツ、トマト、ブロッコリーなどの露地野菜が数種類栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、ネギ、ダイコンなど数種類以上の露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、破碎機、タイヤショベルを各1台、軽トラックを4台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約113aとなります。</p> <p>続いて13ページ 2番について、申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院より北東へ約150mから400mの距離に点在した農地であり、現地の1筆は農業用倉庫とビニールハウスが建っており、1筆は堆肥置場として利用され、その他はキャベツ、トマト等の露地野菜が栽培されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は軽トラックを4台、破碎機、タイヤショベル、トラクターを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分とあわせて約113aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	新規就農者だが、農機具を持っているのはなぜですか。
事務局	今回の3条と利用権の申請地についてですが、譲受人（借受人）は、利用権については、20年ほど前に一度利用権の設定をしておりました。そ

	<p>の後、耕作をしてきましたが、利用権の契約期間が切れたあとも、再設定せずに相対で耕作しておられました。ですので、借受人は農業経験も20年以上あるという方です。3条については、譲渡人と譲受人が甥と叔父の間柄になりまして、甥の農地は所有権移転を受け、その他の方は正式に利用権設定をしようということで、改めて申請に及んだというところであります。今現在、正式な権利設定がないため、新規就農者という取り扱いになっておりますが、実際には今まで耕作してきた経験のある方ということでございます。</p>
5番得丸委員	<p>こういう方の場合、新規就農者の呼び出しはしないのですか。</p>
事務局	<p>今回、呼び出しをいたしました。新規就農者で経験もあるのですが、前回の地区審議会でお伝えしたように、一反を下回るという形ではなく、新規就農者で一反以上の面積での就農であることから、地区の委員さんと協議した結果、今回、呼び出しをさせていただいております。</p>
7番秋吉委員	<p>この方は自然農法でこだわりがあって、土づくりや使用される肥料などに関しても詳しく説明をされていました。</p>
議長	<p>ほかになければ、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田小学校より南東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜、カボス、ブルーベリーが栽培されておりました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地で野菜、カボス、ブルーベリーを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、鋤を1本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より南へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で水稻を栽培予定です。農機具は、トラクター、田植機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約39a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北西へ約1.5kmの圏内に点在した農地であり、1筆はイモ、ブドウ、1筆はナス、キュウリ、トマトなどの露地野菜が栽培され、1筆は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の2筆では露地野菜、1筆では水</p>

	<p>稲を栽培予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。</p> <p>なお、契約成立後の経営面積は約23a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
事務局	<p>事務局から一つ補足をさせていただきます。神崎中学校の名称について、先月の定例総会后に学校施設課に確認をいたしました。小中一貫校ということで、小中学校というほうが名前が通るというお話でしたが、市立小学校と市立中学校の設置条例がありまして、その設置条例では神崎小学校と神崎中学校で別々に記載がありました。名称としては別々のものとなっており、議案の性質上、条例に沿った名称で記載をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ほかになければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大分市立大志生木小学校より南へ約900m の距離に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が伸びていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は、田植機、コンバイン、耕運機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大分市立大志生木小学校より西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、甘夏、露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地ではカキ、甘夏及びレタス、キュウリ等の露地野菜を栽培予定です。農機具は、草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より300m圏内の距離に点在した農地であり、現地の1筆はウメ、モモ、ナシ、ミカン、1筆は花きが栽培されており、1筆は一部にコンテナが置かれている他は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆ではジャガイモ、その他の農地ではカボスを栽培予定であり、コンテナは農業用倉庫として利用します。農機具は、トラクター、耕運機を各1</p>

	<p>台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約38a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南部公民館から東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、クリ、ビワが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてクリ、ビワ、シイタケを栽培予定です。農機具は、草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約71a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東に約280mの距離に位置</p>

	<p>する農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、家具等の販売業を営む法人がアウトドアショップの店舗用地として利用するものであります。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より南西に約150mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストアの経営事業などを営む法人がコンビニエンスストアとして利用するものであります。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p>

議長	<p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画作成の策定要請について審議します。</p> <p>基盤強化法での所有権移転 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より北東へ約850mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地は採草放牧地として利用予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、また、親牛を12頭、子牛を8頭飼養しています。所有権移転後の経営面積は約173aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の9ページ 1番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員退室)</p>

議長	では、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南公民館より北東へ約200m～300mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稻を栽培予定です。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約389aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、9ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、9ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(長尾委員着席)</p>
議長	それでは10ページ 2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地はタマネギが栽培されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてタマネギを栽培予定です。農機具は堆肥散布機、肥料散布機、動力噴霧機、ハンマーナイフを各1台、トラクター、マルチ張り機を各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約883aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは、採決した「9ページ 1番」を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>基盤強化法での所有権移転 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北東へ約680mの距離に位置した農地であり、1筆は一部に農業用附帯施設の駐車場があり、他は保全管理、1筆はサツマイモが栽培され、その他は耕起されていました。</p>

	<p>所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆の一部は農業用附帯施設の駐車場として利用し、その他は露地野菜を栽培予定です。農機具は、トラクター、動力噴霧機を各1台、軽トラックを2台所有しています。所有権移転後の経営面積は約91a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、基盤強化法での所有権移転 2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより北東へ約680m の距離に位置した農地であり、ハウスで大葉が栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではハウスで大葉を栽培予定です。農機具はトラクター、動力噴霧機を各1台、軽トラックを2台所有しています。所有権移転後の経営面積は約283a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
3番大野委員	<p>1番と2番の譲受人は親子ですか。</p>
事務局	<p>親子です。</p>

議長	<p>ほかになければ、12ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約650mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを4台、草刈機を3台、田植機、コンバイン、軽トラックを各2台、2tトラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約581aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、13ページ 2番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、14ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅より東へ約1kmの距離に位置した農地であり、1筆は踝程度の雑草が生えており、1筆は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてトウモロコシ、タマネギ、ジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、管理機、運搬車を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約38aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

議長	見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高等学校より南西へ約430mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてマメ、ピーマン、カボチャ、ダイコン等を栽培予定です。農機具は、管理機、刈払機、自走式動力噴機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約4aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ15ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、特別養護老人ホーム庄の原苑より北へ約20mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてニンニク</p>

	<p>を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、軽トラック、運搬車を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、16ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,712a となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、恵良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業</p>

で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約324a となります。

17ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上詰地区、湛水地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,475a となります。

18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は備後地区、1筆は尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農の法人で、申請地では露地野菜を栽培予定です。契約成立後の経営面積は約28a となります。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約144a となります。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新田地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約114a となります。

20ページ 1番です。再設定の案件になります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。引き続き配分先への契約となります。現在の契約内容とほぼ同内容の再設定の内容となります。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。利用権の設定をする者が集積済となっておりますが、現在、個人の

	<p>方が農地中間管理機構を通じて配分をされております。44ページをご覧ください。こちらは農地法第18条第6項の通知となります。今回の中間管理事業の申請地について、賃借人（上記個人）が双方合意での解約となっております。これまで賃借人個人が借りていましたが、今回、（賃借人が）株式会社、法人を立ち上げまして、その法人に付け替えをするという内容となります。そのため権利の期間が、現在の権利設定の残りの期間、3年10か月という期間になります。現地調査報告です。申請地は、木田地区、市尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は、新規就農の法人ですので、今回の申請面積約23a となります。</p> <p>それぞれ各地区審議会でも審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、22ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1983年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より北東へ約2.4km の距離に位置した農地であ</p>

	<p>り、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1985年頃から畜舎及び堆肥置場として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所より東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は畜舎として利用され、1筆は堆肥置場として利用されており、面積及び形状から農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、3番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1973年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校より西へ約2.5kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見で</p>

議長	<p>した。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ23ページ 4番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1972年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田小学校より南西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ24ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容の1筆は1972年頃から宅地として利用しており、そのほか3筆は1972年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校より北西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地の3筆は山林化していました。1筆は宅地として利用されており、面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2013年頃から市道の一部として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は市道の一部として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1948年頃から駐車場として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎中学校より北東へ約320mの距離に位置した農地であり、現地は駐車場として利用されていましたが、面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次に、25ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより北東に約800mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、社会福祉事業等を営む社会福祉法人が社会福祉施設として利用するものです。農地区分です。申請地の1筆は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。2筆は水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より東に約1kmの距離に位置する農地であり、現地は既にテニスコート用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、既にテニスコート用地として利用しているため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ26ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより東に約800mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係です。そのため、分家住宅となります。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	なければ4番と、27ページ 5番は地番と譲受人が同じですので、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
11番協委員	<p>4番と5番は地番と譲受人が同じですので、4番で説明いたします。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より西に約1.1kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業等を営む医療法人が社会福祉施設及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。4番と5番は同じです。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより北東に約840mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストア等の経営事業を営む法人がコンビニエンスストアとして利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、農振解除後は第3種農地に該当します。</p>

議長	<p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ28ページ 7番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より北に約280mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、クリーニング店舗の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ29ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南支所より北東に約800mの距離に位置する農地であり、現地は一時転用により駐車場の状態でした。転用者の状況です。本申請は、障害福祉サービス事業等を営む法人が運営する就労継続支援B型事業所等の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内</p>

	<p>にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の北西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人が運営する病院の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ30ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約860mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、薬局など営む法人が駐車場及び貸駐車場用地として利用する</p>

	<p>ものです。農地区分です。申請地の1筆は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。1筆はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められる農地であるため、農振解除後は甲種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校より南西に約1.3kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
14番中園委員	<p>26ページ 3番について、使用貸借権の背景を教えてください。</p>
事務局	<p>所有者の譲渡人と、土地を借りて家を建てる譲受人夫妻が、祖母と孫の関係となります。祖母の農地に孫が家を建てるということです。祖母と孫の間柄ですので、毎月賃料を請求するよりは、家を建てるための土地</p>

	<p>を無料で貸すということになりますので、使用貸借権となっております。</p>
14番中園委員	<p>今後のことを考えると、所有権移転のほうがよいのではないですか。</p>
事務局	<p>今後譲渡人から、譲渡人の娘（譲受人の母）に農地が相続されて、その後、譲受人夫妻に相続されれば、自動的に譲受人の所有する土地と家になると思われますが、それまでは使用貸借でいくということです。恐らくいま贈与すると、贈与税等が影響する関係だと思われます。</p>
議長	<p>ほかになければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。次の、31ページからの第7号議案 報告事項について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>31ページから33ページにかけてです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得したという届出が、合計で5件出ています。</p> <p>34ページから36ページにかけてです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で11件出ています。</p> <p>37ページから41ページにかけてです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で35件出ています。</p> <p>42ページから44ページにかけてです。農地法第18条第6項通知となります。42ページでは双方合意での利用権の解約の通知が出ていますが、こちらの農地は12ページ 第3号議案の1番で、利用権の設定を受ける者が新しく権利設定をして耕作をしていくという内容でございます。また</p>

	<p>44ページについては、先ほど第4号議案 中間管理事業でご説明した通りでございます。この農地法第18条第6項通知は、合計で5件出ています。</p> <p>最後は45ページです。風力発電の関係で資材運搬用機材設置のための認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についての届出が1件出ています。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>お配りしている資料の中の、農業委員農地利用視察研修についてでございます。令和元年を最後に、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のために実施を控えておりました視察研修について、再開を検討させていただいております。実施予定時期としては、県外視察については九州内で一泊二日、令和5年の11月頃、県内視察については日帰り年が明けての2月頃を予定しております。以下に、これまで平成24年から令和元年までの視察の一覧を記載させていただいております。今後、この予定でよければ、具体的に視察先等を検討していきたいと思っております。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、何か質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第27回定例総会を閉会します。</p>